

○小牧市議会議員政治倫理条例

平成28年9月30日

条例第37号

改正 令和4年9月26日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、小牧市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会の基盤を作るとともに、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、事実を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 市民は、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるよう働きかけてはならない。

(政治倫理基準の遵守)

第4条 議員は、議会及び議員の品位及び名誉を重んじ、法令及び社会規範並びに政治倫理基準としての次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市民の疑惑や不信を招くおそれのある金品の授受その他の不信を招く行為をしないこと。

(2) 市又は市が出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う許可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。

- (3) 市の職員（以下「職員」という。）の人事（採用、昇任、降任、転任等をいう。）に関して、不当に関与しないこと。
- (4) その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (5) 前3号のほか、職員の公正な職務の執行の妨げとなる行為をしないこと。
- (6) 議員としての発言又は議会報告会、チラシ、ウェブサイト等による情報発信において、議会若しくは他人の名誉を毀損し、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (7) 差別的な取扱い又は言動、性的な言動、名誉を毀損し、又は社会的信用を低下させる目的で他人を誹謗中傷する言動その他の個人の人格又は尊厳を害するおそれのある行為をしないこと。
- (8) 法令等、議会及び委員会の決定事項並びに議会の申合せ事項を遵守すること。
- (9) 議会の協議等を妨げる行為を厳に慎むこと。
- (10) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体等に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (11) 議員が実質的に経営に関わっている企業等（次に掲げるものに限る。）又は議員の配偶者若しくは2親等内の血族が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市を当事者とする請負その他の契約に関して、市民の疑惑を招かないように努めること。
 - ア 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業等
 - イ 議員に顧問料等その名目を問わず報酬を300万円以上支給している企業等
 - ウ 議員が資本金その他これに準ずるものを3分の1以上出資している企業等
- (12) 議員が経営する企業等又は前号に規定する企業等の指定管理者の指定に関して、市民の疑惑を招かないように努めること。

(審査の請求)

第5条 市民及び議員は、特定の議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から、議長に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる書類その他の物件を添えて、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

(1) 市民が審査を請求する場合 法第18条に規定する選挙権を有する者（審査の請求をするときにおいて、小牧市の選挙人名簿（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿をいう。）に登録されている者に限る。）の総数の50分の1以上の者の連署

(2) 議員が審査を請求する場合 小牧市議会の議員の定数を定める条例（平成14年小牧市条例第25号）に定める定数の8分の1以上の者の連署。ただし、これらの者が属する議会における会派（以下「会派」という。会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって一の会派とみなす。）が2以上であること。

(審査会の設置、組織等)

第6条 議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査するため、小牧市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員8人をもって組織する。

3 委員は、議員（審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）を除く。）のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員は、第9条の規定による報告を終えたときに解任されるものとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限等)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、審査対象議員に対する事情聴取その他の必要な調査を行うこと及び有識者又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により審査会の求めに応じ出席した有識者又は関係者には、その出席に要した費用を弁償する。

3 出頭人の費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第16号）第3条から第5条までの規定は、前項の費用の弁償について準用する。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査対象議員の申立てがあった場合には、当該審査対象議員に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるときは、当該報告に、次に掲げる措置を講ずるべきかどうかの意見を添えるものとする。

(1) 議長からの戒告

(2) 議員全員が出席する協議会における陳謝

(3) 本会議における陳謝

(4) 一定期間の議会出席の自粛

(5) 議会における役職の辞任勧告

(6) 議員辞職勧告

(7) その他必要と認める措置

(審査結果の通知等)

第10条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第5条の代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

(審査対象議員に対する措置)

第11条 議長は、第9条後段の規定により措置を講ずるべきとする意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、審査対象議員に必要な措置を講ずることを求め、又は議会の品位及び名誉を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第37号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。